

第 113 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRPDF）仮議題
4-(2)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRPDF）主な検討議題
5-(1)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）仮議題
5-(2)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）主な検討議題
6-(1)	第 55 回 残留農薬部会（CCPR）議題
6-(2)	第 55 回 残留農薬部会（CCPR）概要

第 113 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 6 年 10 月 3 日（木）

15:00 ～ 17:00

場所：AP 虎ノ門 B ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第27回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）
- ・ 第48回 食品表示部会（CCFL）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第55回 残留農薬部会（CCPR）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

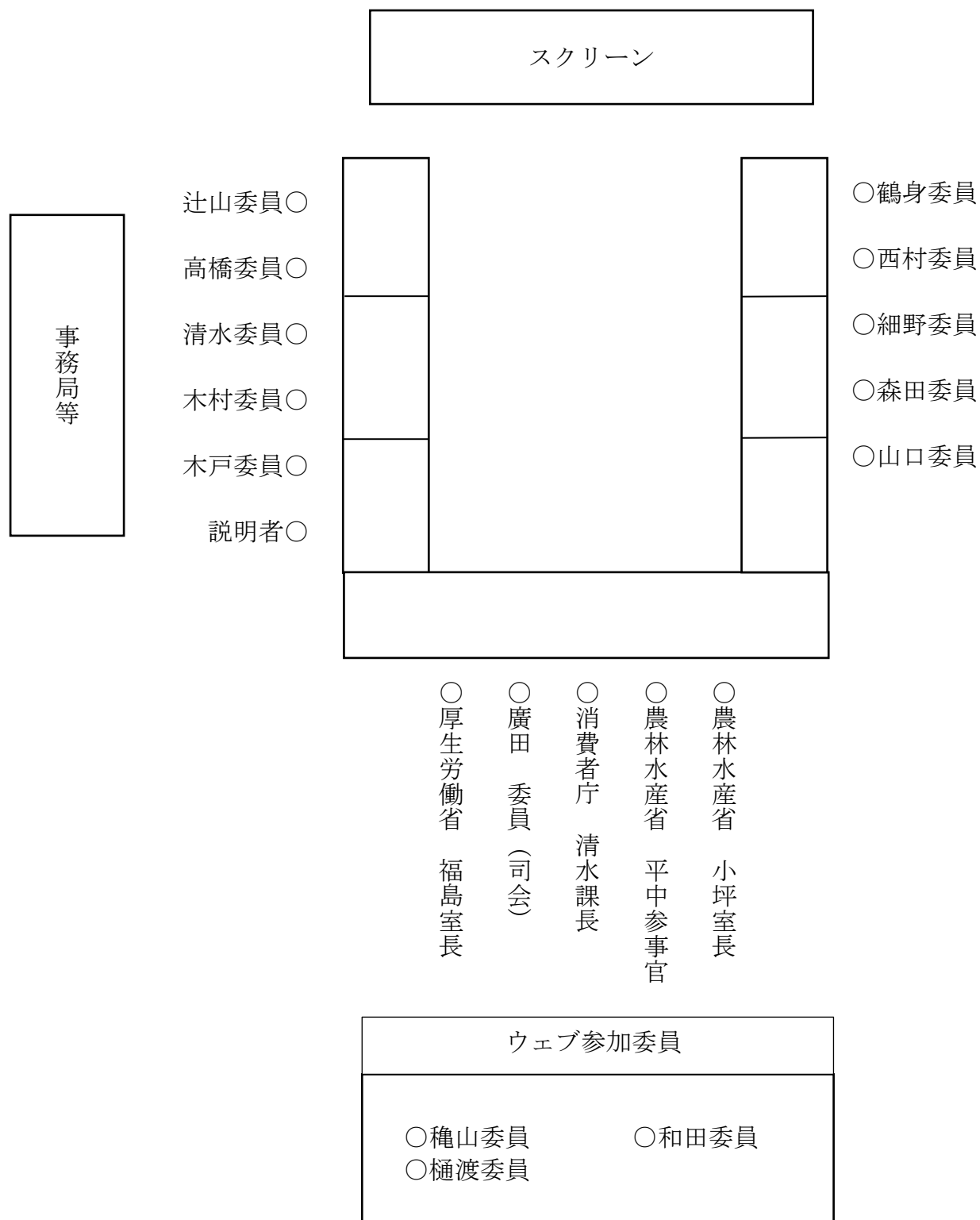
令和6年9月6日現在

(敬称略 50音順)

あきやま ひろし 磯山 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
き ど けいし 木戸 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら よ 木村 たま 代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず たかし 清水 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし ゆうこ 高橋 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま やよい 辻山 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら りょう 西村 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひ わたし ゆ き 樋渡 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその ひでかず 細野 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ まさひろ 和田 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 113 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 6 年 10 月 3 日（木）15:00～17:00
AP 虎ノ門 B ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 27 回食品残留動物用医薬品部会

日時：2024 年 10 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：オマハ（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項
4	FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターからの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
6	第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 4）
7	食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿
7.1	様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案（ステップ 4）
7.2	食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿に関するその他の事項
8	飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びコーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整
10	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業

12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2024 年 10 月 20 日（日）に仮議題 7、8 及び 10 に関連する作業部会が開催される予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）の主な検討議題

日時：2024 年 10 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：オマハ（米国）

主要議題の検討内容

仮議題 6 第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ 4）

（経緯）

CCRVDF の各会合においては、従前より JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案を検討し、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）への評価要請を行った上で、その評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（Maximum Residue Limits:MRLs）案について議論をしている。

今回会合では、前回以前の会合からの継続的な検討品目はないが、第 98 回 JECFA による評価が行われ、MRL 案が勧告されたクロピドール、フマギリンジシクロヘキシルアミン及びイミダクロプリドの議論を行う予定である。

（対処方針）

いずれも JECFA による科学的評価に基づき提案された MRL 案であり、それらを支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 7 食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿

（経緯）

前々回会合において、MRL の外挿手法について議論を行い、JECFA の評価を基に設定されたある動物種の MRL を、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種の MRL として適用する外挿の手法を導入すること、コーデックス手続マニュアルで定められている CCRVDF のリスクアナリシスの原則に反映すること等に合意し、その後、第 44 回コーデックス総会（CAC）で採択された。前回会合においては、この外挿手法を用いて、いくつかの化合物について MRL の外挿をすることに合意するとともに、電子的作業部会（EWG）（議長国：EU、共同議長国：コスタリカ）を設置し、魚類、ラクダ科動物、反芻動物の乳並びに肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対する MRL の外挿に関する 4 つの課題について継続的に議論することとなった。

今回会合では、これらの課題に関する EWG で作成された討議文書について、各国からのコメントに基づき議論する予定である。

（課題 1）魚類に対するルフェヌロン、エマメクチン安息香酸塩及びジフルベンズロンの MRL の外挿案（ステップ 4）

（対処方針）

EWG においては、魚類に対する外挿が議論されている、ルフェヌロン（サケ及びマスから魚類への外挿）、エマメクチン安息香酸塩（サケ及びマスから魚類への外挿）及びジフルベンズロン（サケから魚類への外挿）の3つの動物用医薬品のうち、ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩については、CAC で採択された代謝等の要件を満たしていることから、外挿が可能と考えられるが、ジフルベンズロンについては、要件を満たしておらず、外挿は推奨されないとの結論に至った。そのため、要件を満たすルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の外挿案は支持して差し支えないが、ジフルベンズロンについては、外挿の支持はしないとの立場で適宜対処したい。

（課題2）ラクダ科動物に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチの作成

（対処方針）

EWG において、ラクダ科動物は反芻するものの、消化器官の仕組は反芻動物とは異なり、反芻動物又は非反芻動物のいずれでもなく、どちらの動物に設定された MRL の外挿も不確実性が高くなると議論された。また、ラクダ科動物に外挿するには、動物用医薬品の代謝が種を超えて同様であるという要件を満たす必要がある。ラクダ科動物を除く異なるグループの動物種（反芻動物、非反芻動物及び鳥類）で同一の MRL が設定されていること及び M:T 比（総残留物量に占める指標となる物質の残留量の比）の同一性があることの二つの条件を満たす場合に、代謝の要件を満たしていると思わせることから、外挿できると議論された。EWG の議論の方向性を支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

（課題3）特にデルタメトリン及びイベルメクチンに重点を置いた、牛の乳に設定された MRL を異なる動物種の乳に外挿するための規準の検討

（対処方針）

EWG において、牛の乳から他の反芻動物の乳へのデルタメトリン及びイベルメクチンの外挿について議論された。いずれの動物用医薬品についても動物種の違いによって、乳の脂肪含量及び代謝物の種類や組成（M:T 比）が異なる可能性があることから、EWG の議論は外挿は適切でないとの方向性となった。これまでの外挿を可能と判断するための必須の要件を満たしていないと考えられることから、EWG の議論の方向性を支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

（課題4）可食臓器の組織における化合物の分布に関する利用可能な情報を考慮した、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチの作成

（対処方針）

EWG においては、残留等に関するデータが限られており、今後も全てのデータが得られることは期待できないが、肝臓及び腎臓以外の可食臓器は、これまでも世界中で消費されており、動物用医薬品の残留による一般的な消費者の健康への懸念はないと思われることが結論付けられた。そこで、新たに EWG を設置し、検討作業を継続することの可否が議論される予定である。議論が継続する場合は、動物用医薬品のうち、外挿を検討する対象とするものは、MRL 設定に関する分類が消費者の健康への懸念がないこと等から、「不要（unnecessary）」とされているもの又はデータがないこと等から「設定なし（not

specified)」とされているものに絞り、両分類の理由の違いも考慮しつつ外挿を検討していくことを EWG から提案されている。自ら外挿を実装できない国もあるため、国際基準が設定されることは国際調和に資することから、EWG での議論の継続を支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。また、CCRVDF のリソースも限られていることから、対象を絞ることは支持するが、例えば、設定なし (not specified) とされているものについては、データがないことなどといった問題点等があるため、健康影響がないかを注視していく立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

(経緯)

前回会合においては、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバー※¹に関する一般的な耐容量（アクションレベル※²）の設定及びナイカルバジンの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定について議論が行われた。各国からは、議論の目的やコーデックス手続マニュアルへの位置付け等の明確化について意見があり、今後の検討を継続することを前提に、一般的な規準、定義、手順等について議論された。

こうした議論を踏まえ、EWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）を設置し、アクションレベル設定のための規準と手順をさらに検討していくこと、ナイカルバジン等の試験的調査 (pilot study) を再検討することが合意された。

今回会合では、EWG での検討を踏まえて、キャリーオーバーに関する一般的な考え方、ナイカルバジン及びラサロシドの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定、米国から新たに提案のあったアクションレベルの設定に対する代替案等について各国からのコメントを踏まえ議論する予定である。

※ 1 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

※ 2 アクションレベルとは、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーによって生じる非対象動物中の最大残留濃度で、コーデックス委員会により食品中に許容されるものとして勧告するもの。

(対処方針)

国内においては、これまでのところ、キャリーオーバーが大きく問題となることは把握されておらず、キャリーオーバーを考慮したアクションレベルに対応する残留基準を検討した事例はない。国内においては、既に、鶏卵に対して、ナイカルバジンについては、不含有、ラサロシドについては、海外における意図的な適正使用に基づく MRL の設定がなされており、適切に管理されているものであることから、従来案、米国の代替案のいずれが採択されても差し支えないとの立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

仮議題 9 コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 及び CCRVDF における作業の調整

(経緯)

これまで、コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 及び CCRVDF において、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物に対する両部会間での調整、特に、可食臓器の定義や両部会間で調和の取れた単一の MRL の設定について、調整しながら作業を進めてきた。

今回合会においても、今後の両部会での連携すべき事項や作業等について、合同 EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル、ニュージーランド）で作成された討議文書を基に、各国からのコメントを踏まえ議論する予定である。

（対処方針）

合同 EWG からは、①課題の優先順位付け等の上、合同 EWG の継続、②農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物リストの作成、③化合物リストのうち、農薬と動物用医薬品間において、実質的に同一の畜産食品を対象としているが、異なる MRL が設定されているものを同定の上、ケースバイケースで、両部会間で調和の取れた単一の MRL の設定、④JECFA 及び FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）間における食品の記述に関する調和の4点が提案されており、こうした取組みは、CCRVD/CCPR 間及び JECFA/CCPR 間の整合性を高めることから、支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

仮議題 10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案（経緯）

前回合会では、各国より提案のあった動物用医薬品について検討を行い、優先順位リスト案を CAC に諮ることに合意した。また、今回合会の直前に、優先順位リスト案作成に係る物理的作業部会を開催し、各国からのコメントや情報について検討することとなった。

（対処方針）

コーデックス手続マニュアル（パラ 134）における優先順位リストに掲載するための要件（対象化合物が潜在的に公衆衛生上又は国際貿易上の問題を起こす可能性があること等）を満たしていることが確認され、各国等から期日までに JECFA にデータを提出できることが確認できた化合物については、優先順位リストへの掲載を支持して差し支えないとの立場で適宜対処したい。

第27回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDf)

日時：2024年10月21日～25日

場所：オマハ（米国）



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

議題案

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含むFAO/WHOからの関心事項
4	FAO/国際原子力機関（IAEA）からの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
6	第98回JECFA（2024）の評価を受けた食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ4）
7	食品中の動物用医薬品のMRLの外挿
7.1	様々な化合物/食品の組合せに対するMRLの外挿案（ステップ4）
7.2	動物用医薬品のMRLの外挿に関するその他の事項
8	飼料から畜産食品への非意図的及び不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための基準及び手順
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）における作業の調和
10	JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業

仮議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ4）

【経緯】

- ・ CCRVDFの各会合において、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（Maximum Residue Limits:MRLs）案について議論。
- ・ 今回会合では、第98回JECFAの評価においてMRL案が勧告された①クロピドール(抗コクシジウム薬)、②フマギリンジシクロヘキシルアミン(抗生物質)及び③イミダクロプリド(寄生虫駆除剤)の議論を行う予定。

仮議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ4）

①クロピドール(抗コクシジウム薬)

食品	MRL案 (mg/kg)
鶏の腎臓	8.8
鶏の肝臓	10.4
鶏の筋肉	4.1
鶏の皮/脂肪	2.6

（国内の状況）牛、豚、鶏等の各組織に基準値あり

①フマギリンジシクロヘキシルアミン(抗生物質)

食品	MRL案 (mg/kg)
魚類の切り身	0.01
はちみつ	0.02 ※

（国内の状況）基準値なし

※ フマギリンとして

仮議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ4）

③イミダクロプリド(寄生虫駆除剤)

食品	MRL案 (mg/kg)
タイセイヨウサケ及び ニジマスの切り身	0.6

（国内の状況）牛、豚及び鶏の各組織に基準値あり

【対処方針】

- ・ いずれもJECFAによる科学的評価に基づき提案されたMRL案であり、MRL案を支持する立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

【経緯】

- ・ 前々回会合において、JECFAの評価を基に設定されたある動物種のMRLを、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種のMRLとして適用する外挿の手法を導入することに合意。
（コーデックス手続マニュアルのCCRVDFリスクアナリシスの原則にも反映）
- ・ 前回会合においては、この外挿手法を用いて、いくつかの化合物（アモキシシリン等11品目）についてMRLの外挿することに合意。
- ・ 今回の会合では、電子的作業部会（EWG）（議長国：EU、共同議長国：コスタリカ）で議論を行った、①魚類、②ラクダ科動物、③反芻動物の乳並びに④肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対するMRLの外挿に関する4つの課題について議論する予定。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題①

魚類に対するルフェヌロン、エマメクチン安息香酸塩及びジフルベンズロンのMRLの外挿案（ステップ4）

【EWGでの議論】

- ・動物用医薬品のうち、ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩（いずれもサケ及びマスから魚類への外挿）については、CACで採択された代謝等の要件を満たしていることから、外挿が可能。
- ・ジフルベンズロン（サケから魚類への外挿）については、要件を満たしておらず、外挿は推奨されないとの結論。

【対処方針】

- ・要件を満たすルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の外挿案は支持して差し支えないが、ジフルベンズロンについては、外挿の支持はしないとの立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題②

ラクダ科動物に対するMRLの外挿のための実行可能なアプローチの作成

【EWGでの議論】

- ・ラクダ科動物は反芻するものの、消化器官の仕組は反芻動物とは異なり、反芻動物又は非反芻動物のいずれでもなく、どちらの動物に設定されたMRLの外挿も不確実性が高くなる。
- ・ラクダ科動物に外挿するには、動物用医薬品の代謝が種を超えて同様であるという要件を満たす必要。
- ・ラクダ科動物を除く異なるグループの動物種（反芻動物、非反芻動物等）で同一のMRLが設定されていること及びM:T比（総残留物量に占める指標となる物質の残留量の比）の同一性があることの二つの条件を満たす場合に、代謝の要件を満たすと見なせ、外挿が可能。

【対処方針】

- ・EWGの議論の方向性を支持する立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題③

特にデルタメトリン及びイベルメクチンに重点を置いた、牛の乳に設定されたMRLを異なる動物種の乳に外挿するための規準の検討

【EWGでの議論】

- ・牛の乳から他の反芻動物の乳へのデルタメトリン及びイベルメクチンの外挿について、動物種の違いによって、乳の脂肪含量及び代謝物の種類や組成（M:T比）が異なる可能性があることから、外挿は適切でないとの方向性。

【対処方針】

- ・外挿の要件を満たしていないと考えられることから、EWGの議論の方向性を支持する立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題④

可食臓器の組織における化合物の分布に関する利用可能な情報を考慮した、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対するMRLの外挿のための実行可能なアプローチの作成

【EWGでの議論】

- ・残留等に関するデータが限られているが、肝臓及び腎臓以外の可食臓器は、これまでも世界中で消費されており、動物用医薬品の残留による一般的な消費者の健康への懸念はなし。
- ・検討作業を継続することの可否が議論される予定。議論が継続する場合は、JECFAの評価においてMRLが「不要（unnecessary）」又は「設定なし（not specified）」とされているものに絞って検討。

【対処方針】

- ・国際基準が設定されることは国際調和に資することから、EWGでの議論の継続を支持する立場で適宜対処。対象を絞ることは支持するが、健康影響がないかを注視していく¹⁵立場で適宜対処。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

【経緯】

- これまでの会合において、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバー※¹に関する耐容量（アクションレベル※²）の設定の一般的な考え方の規準や手順及びナイカルバジンの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定について議論。
- 今回会合では、EWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）での検討を踏まえて、キャリーオーバーに関する一般的な考え方、ナイカルバジン及びラサロシドの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定、米国から新たに提案のあったアクションレベルの設定に対する代替案等について議論する予定。

※ 1 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

※ 2 アクションレベルとは、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーによって生じる非対象動物中の最大残留濃度で、コーデックス委員会により食品中に許容されるものとして勧告するもの。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

【対処方針】

- 国内においては、これまでのところ、キャリーオーバーが大きく問題となることは把握されておらず、キャリーオーバーを考慮したアクションレベルに対応する残留基準の検討事例なし。
- 国内においては、既に、鶏卵に対して、ナイカルバジンについては、不含有、ラサロシドについては、海外における意図的な適正使用に基づくMRLの設定がなされており、適切に管理。
- 従来案、米国の代替案のいずれが採択されても差し支えないとの立場で適宜対処。

仮議題9 コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び CCRVDFにおける作業の調整

【経緯】

- ・これまで、コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びCCRVDFにおいて、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物に対する両部会間での調整等を進めてきたところ。
- ・今回会合においても、今後の両部会での連携すべき事項や作業等について、合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル、ニュージーランド）で作成された討議文書について議論する予定。

【対処方針】

- ・合同EWGからは、課題の優先順位付け等の上で合同EWGの継続、②農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物について、両部会間で調和の取れた単一のMRLの設定等が提案。
- ・こうした取組みは、CCRVDF/CCPR等間の整合性を高めることから、支持する立場で適宜対処。

仮議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用 医薬品の優先順位リスト案

【経緯】

- ・毎回、各国より提案のあった動物用医薬品についてCCRVDFで検討を行い、優先順位リスト案をCACに諮っているところ。
- ・今回会合の前日（10/20）に、優先順位リスト案作成に係る物理的作業部会を開催し、各国からのコメントや情報について検討する予定。

【対処方針】

- ・コーデックス手順マニュアルにおける優先順位リストに掲載するための要件を満たしていることが確認され、各国等から期日までにJECFAにデータを提出できることが確認できた化合物については、掲載を支持して差し支えないとの立場で適宜対処。